

# 立川市農業者物価高騰等緊急支援金

## よくあるお問い合わせ【Q&A】

R4.10.1

※よくあるお問い合わせは随時更新いたしますので、ご注意ください。

### 1.申請方法等について

Q1-1 本支援金の申請書はどこで入手できますか？

A 立川市ホームページからダウンロードしてご利用ください。  
紙の申請書は、市役所2階産業振興課(48番窓口)で配布しています。

Q1-2 受付期間は？

A 令和4年10月3日(月)から令和4年12月23日(金)まで(消印有効)となります。

Q1-3 申請方法は？

A 市役所2階産業振興課(48番窓口)に直接持参していただくか、郵送でもご提出できます。  
《宛先》 〒190-8666 立川市泉町1156-9  
立川市役所 産業振興課 農業振興係 農業者物価高騰等緊急支援金担当 宛

Q1-4 本支援金はいつ受け取れますか？

A 書類に不備等がなければ、申請受理から概ね3週間程度を見込んでいます。

### 2.対象者について

Q2-1 本支援金の対象となる農業者とは？

A 市内に居住し農業を営む方で、令和4年10月1日現在において以下の要件を満たしている方が対象となります。  
(1)立川市内に農地を所有している  
(2)令和3年において生産した農畜産物の販売金額を確定申告している

Q2-2 立川市以外にも農地を所有していますが対象となりますか？

A 市外に農地をお持ちでも対象となります。

Q2-3 同じ世帯で個人と法人で分けて確定申告してるのですが、2件とも対象になりますか？

A 同一世帯への二重交付とならないようにするためですので、確定申告上で販売金額や経費が二重に積算されていなければ、それぞれで対象として申請ができます。

Q2-4 申請者名は、確定申告書の申告者名と同じでないと申請できませんか？

A 同一世帯への二重交付とならないにするためですので、同一世帯内の構成員であることが確認できれば同一名でなくても受け付けます。

Q2-5 同一世帯内で複数名がそれぞれ確定申告をしているのですがそれぞれ対象となりますか？

A 農業用所得について確定申告をしている方が対象となりますので、ご確認の上でお問い合わせください。

Q2-6 個人事業主として不動産収入があり確定申告をしているのですが対象となりますか？

A 本支援金は、農業所得に対してかかった経費分を対象としていますので、不動産収入については対象外となります。  
不動産収入については、中小事業者物価高騰等緊急支援金の対象になりますが、併用しての交付はできません。なお、農業所得がある場合は、本支援金の方が有利な制度となっております。ご不明な点はお問い合わせください。

### 3.申請金額計算表の経費について

Q3-1 種苗や農具、農薬は対象になりますか？

A 本支援金では、特に影響が多いとされている、肥料や飼料、農業用資材、燃料という経費に特化しておりますのでご理解いただければと思います。  
なお、農薬の使用について、市が助成や支援をすることはありませんので、今回の対象経費から外しております。

Q3-2 対象経費の30%の根拠は何ですか？

A 市が契約している燃料費において、令和3年度と令和4年度の同時期における価格上昇率が約30%となっていることが根拠となっております。

Q3-3 交付上限額の算定基礎となる販売金額の区分の根拠は何ですか？

A 『2020年農林業センサス』における「農産物販売金額別経営体数」を参考にしています。

Q3-4 販売金額は収入金額ですか？

A 販売金額は、収入金額のうち農産物を販売した売上金額のみとなります。自家消費(家事消費)や雑収入、農産物の棚卸額は含まれません。